

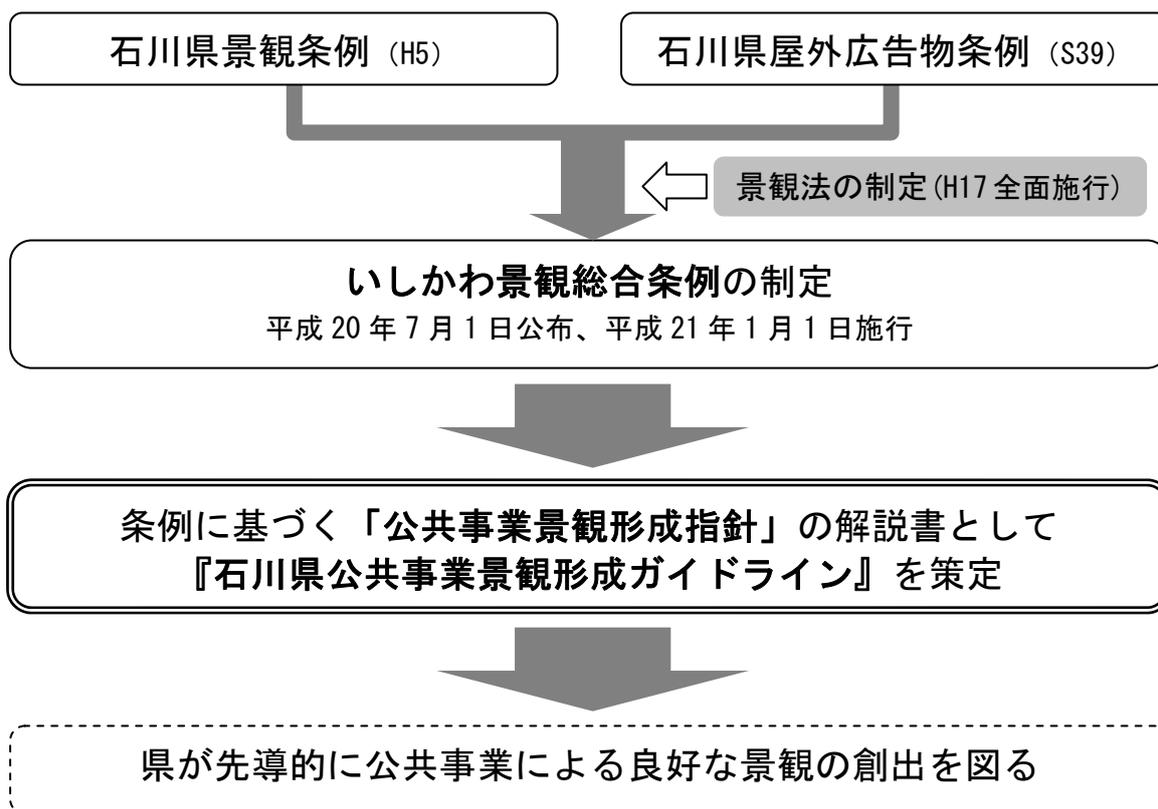
# 1 基本的事項

## (1) 目的

本ガイドラインは、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、美しい石川の景観の創出に寄与することを目的とする。

## (2) 位置づけ

- ◆石川県では、本県独自の景観施策を総合的かつ強力に推進し、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化した「いしかわ景観総合条例」を制定し、平成20年7月1日に公布した。
- ◆その中で、『公共事業景観形成指針』を定め、県は、指針に適合して公共事業を実施することとしている。
- ◆本ガイドラインは、『公共事業景観形成指針』を分かりやすくとりまとめたものであり、県は、本ガイドラインを参考にして公共事業を実施するものとする。



### (3) 対象施設

◆石川県内における下記の施設整備を対象とする。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ①道路 ②橋梁 ③河川・水路 ④ダム ⑤砂防・治山 ⑥港湾・漁港 ⑦空港 |
| ⑧海岸 ⑨公園・緑地 ⑩公共建築物 ⑪農地整備 ⑫森林整備 ⑬上下水道  |
| ⑭自然公園 ⑮面的整備事業                        |

◆また、公共性の高い民間施設（面的整備、再開発ビル、バス停、駅、公園内の売店など）についても、本ガイドラインに配慮することを推奨する。

#### ※適用除外

- ・法令等の定めにより、本ガイドラインに基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害等の復旧のために必要な応急措置として行う事業には、本ガイドラインの適用を除外することができる。
- ・なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

### (4) 対象者

|            |   |
|------------|---|
| 県          | 指針に適合するようガイドラインを参考にして公共事業を実施する。   |
| 施行者(国、市町等) | 指針及びガイドラインに配慮して公共事業を実施する。<br>(必要に応じて、県は助言又は要請を行う)                         |
| 設計者・施工者等   | 公共事業等に関わる際は、指針に適合するようガイドラインを参考にして事業を実施する。                                 |
| 民間企業       | 公共性の高い民間施設が、まちの景観を構成する重要な要素であることを認識して、新築や増築・修繕などの際には、ガイドラインを参考にして景観に配慮する。 |

### (5) 活用時期

◆景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針を拠り所として、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階においてその整合性を確認し、ガイドラインを活用して、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。

